

入居者の選考に関すること（抽選優遇の対象世帯について）

1 優先入居について

市営住宅の入居者募集において、募集住宅に対して複数の入居申込があった場合、原則として公開抽選により入居者の選考をしている。この入居者選考において、特に住宅の困窮度が高い者として速やかに入居させる必要があると認める場合は、その入居者を優先的に選考する「優先入居」の扱いをしている。国では、入居者募集において優先入居を行う場合に、倍率優遇方式、戸数枠設定方式、ポイント方式による方法を示しており、札幌市は倍率優遇方式と戸数枠設定方式を採用している。

- ・倍率優遇方式：公開抽選の際、優先入居対象世帯の当選率を他の一般入居申込者より有利に取扱う方式
- ・戸数枠設定方式：募集する公営住宅の中で、優先入居の取扱いを行う世帯のための戸数枠を設ける方式
- ・ポイント方式：住宅困窮度を点数で評価し、合計点数の高い世帯から入居者を決定する方式

2 本市の優先入居の現状について

(1) 倍率優遇方式による抽選優遇

障がい者がいる世帯やひとり親世帯など世帯状況から速やかに入居させる必要がある世帯、各年度の定期募集において連続して応募しているにも関わらず、抽選にはずれたため入居できない世帯について、抽選の際に通常1個交付される抽選番号を複数個増やして交付し、当選率を上げる優遇措置を行っている。

(2) 戸数枠設定方式による抽選優遇

車いす世帯や子育て世帯といった入居者の特性に配慮した専用住宅、若年層世帯や長期連続応募世帯といった特定申込枠としている住宅について、申込資格を限定する優遇措置を行っている。

3 適当とされる優先入居対象世帯

国は、優先入居に関する通知（平成25年6月27日付国住備第57号）において、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い方々に関しては、地方公共団体の判断により、入居選考において優先的に取扱うこと（優先入居）ができるとし、優先入居が適当と認められる世帯を例示している（別紙「札幌市の優先入居対象世帯と国が適当とする優先入居対象世帯の比較」参照）。

4 DV被害者への配慮

国は、「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成16年3月31日国住総第191号）（以下「平成16年通知」という。）において、DV被害者に対して特段の配慮をするよう通知するとともに、配慮すべきDV被害者の範囲を定めた。

その後、令和4年1月に平成16年通知の改正を行い、特段の配慮を要するDV被害者の範囲が拡大している（別紙「札幌市の優先入居対象世帯と国が適当とする優先入居対象世帯の比較」参照）。

5 子育て世帯等への配慮

国は、少子化対策を実現するため、子育て世帯、若者夫婦世帯に対して、公営住宅に積極的に入居させる取組を推進していくこととし、公営住宅の事業主体である各自治体に対しても、子育て世帯、若者夫婦世帯に対する優先入居制度も含めた各制度の活用に向けた検討を行うよう求めている。

6 抽選優遇の見直しに向けて

(1) 見直しの必要性

国が示す優先入居の取扱いが適当とされる方が拡大される中、札幌市においても特に居住の安定を図ることが必要な方々が、住宅困窮事情に応じて市営住宅へ入居しやすくなるよう配慮が求められている。

(2) 見直しの方向性（案）

- ①国が優先入居の取扱いを行うことが適当とする世帯のうち、優先入居の対象としていない世帯を追加する。
- ②優先入居の方法は、倍率優遇方式によることとする。

札幌市の優先入居対象世帯と国が適当とする優先入居対象世帯の比較

札幌市の優先入居対象世帯

- ・ 高齢者世帯
- ・ 障害者がいる世帯
- ・ 著しく所得の低い世帯
- ・ ひとり親世帯
- ・ 多子世帯
- ・ 中国残留邦人等世帯

国が適当とする優先入居対象世帯

- ・ 高齢者世帯
- ・ 障害者がいる世帯
- ・ 著しく所得の低い世帯
- ・ ひとり親世帯
- ・ 多子世帯
- ・ 中国残留邦人等世帯

優先入居対象の根拠通知

優先入居に関する通知

現在は優先入居対象世帯に含まれていない



- ・ 小さな子どものいる子育て世帯
- ・ 犯罪被害者世帯

次のDV被害者

- ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく、一時保護または保護が終了した日から5年経過していない者
- ・ 裁判所がした命令の申し立てをして保護命令が発令された日から5年を経過していないもの

次のDV被害者

- ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく、一時保護または保護が終了した日から5年経過していない者
- ・ 裁判所がした命令の申し立てをして保護命令が発令された日から5年を経過していないもの

配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について（通知）

現在は優先入居対象世帯に含まれていない



次のDV被害者

- ・ 児童福祉法の母子生活支援施設における保護が終了した日から5年を経過していない者
- ・ 婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者に関する証明書」が発行されている者

現在は優先入居対象世帯に含まれていない



- ・ 子育て世帯、若者夫婦世帯

公営住宅の子育て世帯への活用推進について